

平成 2 3 年 1 0 月 1 2 日

於・総務省 1 0 階 1 0 0 2 会議室

第 9 7 1 回

電 波 監 理 審 議 会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○諮問を要しない軽微な事項の改正について	1
3. 諮問事項	
(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 の各一部を改正する省令案について（諮問第27号）	9
(2) 特定地上基幹放送局の再免許について（諮問第28号）	12
(3) 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について （諮問第29号）	18
4. 閉 会	24

開 会

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。

田中放送技術課長に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(田中放送技術課長入室)

議決事項

○諮問を要しない軽微な事項の改正について

○原島会長 それでは、電波監理審議会決定第1号、諮問を要しない軽微な事項の改正について、審議を始めたいと思います。本件に関しまして、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可につきまして、具体的な内容を担当課から説明していただきたく思っております。

田中放送技術課長から説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長 放送技術課長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料、クリップどめになっているかと思うのですが、外していただきまして、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更とタイトルを書かせていただいたものをごらんください。今回、放送法改正で、取り扱いが変わったことによって必要的諮問の対象とされているものの具体例をご紹介します。本日は3点、放送会館の移転、送信所の隣接鉄塔への移転、予備衛星の追加、この3点の例について説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、まず1点目の放送会館の移転でございま

す。今回、旧会館から新会館に移転します。移転することに伴いまして、その会館の中にある演奏所という、放送番組を送出する装置の場所が移動になってございます。これは1.5kmの移転になりまして、実際に電気通信設備の変更に伴う審査項目でございますけれども、概要図は、変更後も電気通信設備の構成図は変わっておりませんが、番組送出設備というところで、(1)の予備機器から(11)までの耐雷対策という審査項目のうち、(1)と(6)は、若干、変更がございますけれども、それ以外については同じ機能の装置がつくということで、変更なしという事例でございます。

次に送信所の隣接鉄塔への移転でして、これらの鉄塔は、アナログ時代からそれぞれの放送局ごとに鉄塔がいっぱい建っておりまして、景観上よくないということで、今回、アナログが終了したことによって、鉄塔を集約することを前から約束されていることでございます。概要図は、変更後も設備の構成図は変わりはないでございますけれども、この中の送信所の場所が約70m移設するわけでございますけれども、それに伴いまして電気通信設備の変更に伴う審査項目は、やはり(1)から(11)までございますけれども、機能確認という安全・信頼性の基準につきまして、若干、機能拡充があるのですけれども、それ以外は変更なしという事例でございます。今後、全国的にアナログが停波したことによって、アナログ鉄塔の撤去は頻繁に行われると伺っておりまして、このような事例も今後、出てくるのかと思っております。

最後の事例でございますけれども、予備衛星の追加でございます。これにつきましても、電気通信設備の構成図には変更はございませんけれども、放送の送信設備につきまして、予備機器の追加ということで、予備衛星2がつくという変更内容になってまいります。

以上、3点が具体的な事例でございます。

次のページをめくっていただきますと、これらの基幹放送の業務に用いられ

る電気通信設備の変更の取り扱いに関する根拠条文になりますけれども、電波法関係でハードソフト一致事業者・ハードソフト分離のハード事業者に適用するものとしまして、必要的諮問事項として、第99条の11第1項第4号の中に、「総務大臣は第17条第1項の規定による基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可について、電波監理審議会に諮問しなければならない。」となっており、この第17条第1項そのものにつきましては、電波法上の条文でございますけれども、無線設備の変更又は電気通信設備の変更について、総務大臣の許可を受けなければならないとしている中の無線設備の変更ではなく、放送法に由来するところでの電気通信設備の変更について、対象としてございます。

また、放送法関係でハードソフト分離のソフト事業者につきましても、これと対比した形で、放送法第177条第1項第2号でございますけれども、総務大臣は第97条第1項本文の規定による処分につきまして、この本文の中には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可については、電波監理審議会に諮問しなければならないとなっております。同じようなハード、ソフトでそれぞれ持っている電気通信設備の変更の許可ということになります。

次のページをめくっていただきますと、このような事例が今回の新放送法で出てきているわけでございますけれども、電波法の規定との関係において、どうなっているのかというものを比較してお示したものでございます。ここに○とか△とか×と書いてはございますけれども、○については電波監理審議会の必要的諮問事項とされているものでございまして、そのうち電波監理審議会に諮問を要しない軽微な事項として、決定いただいたものについては△という形に記載してございます。×は電監審への諮問が不要という記号でございます。

ここで、青色の帯のラインのところを見ていただきますと、これは無線設備の新設と無線設備の変更、それぞれの取り扱いにつきまして法律的には、新設

については必要的諮問とされ、変更については諮問不要となっております。

一方、放送法に由来します電気通信設備のところでございますけれども、これについては、新設につきましても、変更につきましても電波監理審議会の必要的諮問事項と規定されているところでございます。

今回の事例は、下の赤囲いの中の、親局のハードの変更ということで、放送会館の移転とか、送信所の移転とか、予備衛星の追加、ここにポイントがされる事例になってございます。

どうして、このように電波法と放送法で扱いの違いが出てきたのかということにつきまして、次のページでございますけれども、法改正における取り扱いの変更点がございます。まず変更の許可、これはハードソフト一致の部分と、ハードに着目して、新旧対照表をつくってございます。そういう意味で電波法第17条（変更等の許可）ですが、右側の改正前の第17条を見ていただきたいのでございますけれども、この改正前の条文に対して、下の欄の電波法第99条の11（必要的諮問事項）、改正前というところを見ていただきますと、第17条の変更の許可につきましては、無線設備の設置場所の変更なり、無線設備の変更の工事について、許可を受けなければならないとあるところを、必要的諮問事項については、そこの部分については、必要的諮問事項から外れているという取り扱いになってございます。これは歴史的な経緯で、これまでもそうになっていた、従前のおりになっていたものですから、左側の改正後の部分のところにおきましても、必要的諮問事項には新たには入ってきていないということでございます。

ただ今回、改正後の基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更につきましては、黄色掛けしておりますけれども、必要的諮問事項についても、同じようにそこに必要的諮問の対象になっております。これは、今般、新しく追加された規定については、法改正時に基本的に入り口論として必要的諮問事項に

して、あとは電波監理審議会の決定次第に委ねるという考えのもとに、すべて入ってきたという状況にあります。

その次のページでございますけれども、今回、最初に軽微な事項の条文案につきまして、電気通信設備の変更の許可のうち、当該電気通信設備の構成に変更を来さないものとなっておりますが、その電気通信設備の構成という言葉を使っていることに関する説明の資料になってございます。

例1は先ほど例示として示させていただきました、放送会館の移転で、電気通信設備の構成が、番組送出設備、中継回線設備、放送局の送信設備で構成されておりますけれども、この構成要素及び構成の形は、変更前も変更後も変わってございません。ただ、一つ一つの設備の中につきまして、例えば、番組送出設備の中の一部の予備機器、停電対策の一部の措置について、追加という状況になっているということでございまして、黄色のところで書きましたように、会館自身は1.5km程度移転するものでございますが、電気通信設備の構成に変更はないというものでございます。

また、もう一つの例として、鉄塔の移転でございますけれども、同じ山頂内での移転でございます。これにつきましても、電気通信設備の構成についての変更はないということですが、構成要素の中の設備の中について、その中の安全・信頼性の一部の項目につきまして、追加的な措置が入っているという状況になってございます。

次のページをめくっていただきたいのですが、一方、電気通信設備の変更の中でも構成が変わる例は、どういうのかという例として、お示しさせていただいております。これは、全体構成を変えて現用ルートと予備ルートの2つを確保して、その送信所2カ所を切りかえて使っていくという電気通信設備の大きな変更を伴っておりまして、それぞれの設備の構成要素の中においても、それに伴ったいろいろな対策を追加しているというものでございます。このような

ものにつきましては、電気通信設備の構成自身の変更に当たるのではないかと
思っています。

私からは、以上で説明を終わらせていただきます。

○原島会長 ありがとうございます。例に基づいて、何を軽微な事項とする
か、何を諮問事項とするかという説明があったわけですが、ご質問、
ご意見等ございますでしょうか。

○前田代理 ブロック図の書き方の、書き方そのものが規定されたものがある
のですか。

○田中放送技術課長 まずはそもそも省令でどういうものを申請しなさいとい
う項目立てがあって、こういう項目について書きなさいというふうに、設備の
種類については書き出しをしている。それとは別に申請マニュアルをつくって
おりまして、具体的な構成図の書き方とか、そういったものについて提示をさ
せていただいているところでございます。

○前田代理 一番最後の例で、青いブロックが2つに分かれているけれども、
それを1つに表示してしまうということとはできないことになっている、そうい
うことなのですね。

○田中放送技術課長 これは確実にルートが別でして、場所も別になっている
ので、これは当然ながら、別に書くことになります。

○山田委員 移転先との距離は、この構成の外の事柄になるのですか。

○田中放送技術課長 距離というのは、鉄塔の事例ですか。

○山田委員 近隣にそのまま移動するだけ。

○田中放送技術課長 隣接のですね。

○山田委員 その場合には、軽微と。

○田中放送技術課長 はい。

○山田委員 最後の軽微でない事例のは、2カ所に分かれるからということな

のですか。それとも、34kmも離れたところということですか。

○田中放送技術課長 距離の問題ではなく、電気通信設備の構成図によっておりまして、当然ながら、これまでは中継回線は中継回線で別なのですけれども、一方は最後の送信所は一緒になっているわけですが、他方は送信所が別になっているわけなので、やはり2つのルートが1カ所になるところで、当然ながら故障が起きたら、もうそれはリカバリーできないわけですが、その接続点が分かれて、別々の地点になっているという変更です。故障に対しても、それを防ぐという非常に大きなメリットはあるということですので、それは距離によるものではありません。

○山田委員 ありがとうございます。

○田中放送技術課長 それは、あくまでも電気通信設備の構成図によるものかと思っています。構成によって、これは安全・信頼性を見ているものですから、安全・信頼性はまさに構成図によって、安全性が保たれてくることも審査できるということでございます。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。

お手元の資料に、電波監理審議会の諮問を要しない軽微な事項について（案）という形で本日の日付のものがあると思います。いろいろと文章が書いてありますが、基本的にはこの中の15、16、5というのがありますけれども、15は、今まであるものを場所をちょっと動かすもので、新たにつけ加えるものは16と5、放送法に基づくものと電波法に基づくもので、それぞれ構成に変更を来さないものについては、軽微な事項としてはどうかという案でございます。

いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

このままですと、かなりの事例がここにかかることが予想されますので、構成に変更を来さないものは、軽微な事項としてもいいのではないかという案で

ございますが、このお手元にある案のとおり、議決してはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

総務省に対しましては、別途、事務局を通じ、本決定を通知することといたしたいと思います。

以上で、諮問を要しない軽微な事項の審議は終了いたします。ありがとうございました。

（田中放送技術課長退室）

○原島会長 それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項

（１）無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について（諮問第２７号）

○原島会長 それでは、審議を再開いたします。本日、諮問されました諮問第２７号「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について」につきまして、川崎基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○川崎基幹通信課長 基幹通信課長の川崎でございます。私どもからは、諮問第２７号についてご説明を申し上げたいと思います。右肩に諮問第２７号説明資料と書いた資料があろうかと思いますがけれども、それに基づきまして、また

参考資料を使いまして、ご説明申し上げたいと思います。

今、ご紹介ございましたように、本日は無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、諮問申し上げたいと思っております。この説明資料の「諮問の概要」の下のほうに書いてございますけれども、具体的には光ケーブルに相当する1 G b p s以上の伝送が可能な80 G H z帯の高速無線伝送システムの導入に向けた、関係省令の一部改正について、諮問申し上げるものでございます。

このシステムの概要及び、省令案の改正につきまして、次の横長の図表に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。80 G H z帯高速無線伝送システムの概要と称した資料でございますけれども、そこに書いてございますのは、まずこの80 G H z帯のシステムの用途についてです。

そこに主な用途として2つ掲げてございます。1つは、河川・鉄道・入江等の、地理的あるいは物理的に光ファイバーの敷設が困難な場所につきまして、光ファイバーケーブルの補間の利用についての用途でございます。2つ目が右の下でございますけれども、屋外イベント等における遅延のない中継回線ということで、例えば大規模スタジアム等で遅延なくリアルタイムで大規模スクリーンに映し出される、そういった利用を考えてございます。ご案内のように、光ケーブルは数百M b p sあるいは10 G b p sのものが利用されているということで、今回はその代替を考えてございます。また、高精細映像の低遅延の伝送を可能にするためには、それ相応の伝送速度も必要でございます。そういった趣旨から、この80 G H z帯の利用についての導入が期待されているということでございます。

次のページに、この80 G H z帯システムの技術的条件の概要について記してございます。この80 G H z帯につきましては、大変周波数が高いということで、国内では利用がまだ進んでいない状況にございます。そういったことで、

今回、この利用促進も念頭におきまして、ある程度、自由度を持った技術的条件を設定することが必要だと考えてございます。

内容でございますけれども、まず周波数帯につきましては、80GHz帯の5GHz×2ということで、71～76GHz帯、それから81～86GHz帯の周波数の利用を考えてございます。また、変調方式とか電波の型式とか、そういったものを細かく規定することではなくて、最大電力1W、最大5GHz幅の指定周波数帯方式により割り当てることを考えてございます。その下に電波の割当てについての図がございますが、今、申し上げました帯域で、実際、共用関係にございますのが、電波天文でございます。主要な技術的条件、その下の表のその他に書いてございますけれども、電波天文の受信施設の近傍、具体的には50kmを考えてございますけれども、50km内において、実際使用するに当たりましては、事前の調整を実施することを審査基準に書こうと考えてございます。

なお、このシステムの海外での利用状況でございますけれども、欧米では既に制度化されて、製品も販売されてございます。こういうシステムが普及されることによりまして、私どもといたしましては、大規模災害時において、速やかな情報通信回線の復旧にも寄与するものと考えてございます。

以上、システムの概要でございます。こういったシステムにつきまして、今回、省令に追加ということで諮問申し上げたいと思います。ご審議、よろしくお願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

今回の震災のように、場合によっては光ケーブルが切断されてしまったとかいうときには、こういうシステムがあれば、非常に有効であるということになります。

○川崎基幹通信課長 そのとおりでございます。

○原島会長 今まではどうしていたのですか。

○川崎基幹通信課長 今までは、光ケーブルの敷設を待つという形ですとか、あるいは今回、伝送距離としては1 k mから5 k mと考えてございますけれども、もう少し短いものであれば、これにかわるものとしてシステムがあったかと考えてございます。

○原島会長 ほかにいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第27号につきましては、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出をお願いいたします。

以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

(2) 特定地上基幹放送局の再免許について(諮問第28号)

○原島会長 それでは、審議を再開いたします。

本日諮問されました、諮問第28号、特定地上基幹放送局の再免許についてにつきまして、佐々木放送政策課長から説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 それでは、お手元の諮問第28号説明資料と、委員限りと書いてございます横長の資料に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

特定地上基幹放送局の再免許でございますけれども、申請者は岐阜エフエム放送株式会社でございまして、会社の概要につきましては、2枚目に付させていただきます。

ごらんのとおりでございますけれども、(4)の主な出資者のところでございますが、中日新聞社が23.29%、岐阜新聞社が19.25%等となっております。放送対象地域といたしましては、岐阜県でございます。

ここから、お手元の横長の資料に基づきまして、説明させていただければと思いますけれども、本件申請の審査のポイントでございます。本年、10月31日で免許有効期間が満了いたします、岐阜エフエム放送から再免許申請が7月26日にございました。岐阜エフエム放送は岐阜県を放送対象地域といたします超短波放送、いわゆるFMの放送局でございます。この岐阜エフエム放送につきましては、平成20年の一斉再免の際に、表現の自由享有基準、いわゆるマスメディア集中排除原則でございますけれども、この審査におきまして、一の者によるラジオの複数支配関係となる申請でございまして、具体的には岐阜新聞社、中日新聞社がラジオの複数支配関係となるような申請でございましたが、マスメディア集中排除原則の特例によりまして、以降、1年の免許期間に限って、再免許を実施してきたものでございます。この資料の4ページ目をごらんになっていただければと思います。

マスメディア集中排除原則につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一の者によって、所有または支配される放送の数を制限する制度でございまして、言論の多様性等を確保するための仕組みでございますけれども、この一の者といたしまして、岐阜新聞社と中日新聞社が、それぞれ一の者に該当するも

のであるとお考えいただければと思いますが、この左側で申しますと、岐阜新聞社が既に岐阜放送、AMとテレビ兼営者でございまして、ここに対しまして議決権の29.9%を保有しております関係で、既に10%以上支配している関係になっておるものでございます。その上で、さらに岐阜エフエム放送につきまして、19.25%を保有している関係で、10%を超えれば同一の放送対象地域内の放送でございますので、支配関係があると判断されて、2以上の、いわゆるラジオ放送を支配するという関係が生じる関係で、マスメディア集中排除原則の原則的な考え方からいたしますと、それに反する状況であるということになるわけでございます。

右側の中日新聞社につきましても、既に、
を支配しておりますので、それに加えまして岐阜エフエム放送、
としておりますので、同一の放送対象地域内にある岐阜エフエム放送を支配することになってしまいますので、こちらも原則的な考え方に違反する、複数支配になるという関係になるわけでございますけれども、これまでは特例の規定がマスメディア集中排除原則に関する省令の中にございまして、それに基づいて、1年に限って免許をしてきたものでございます。

それが今般の放送法改正とあわせまして、マスメディア集中排除原則の規制をラジオ放送に関しましては、4社までの支配を可能にするという改正を行っておる関係で、今回のケースにつきましては、それぞれ岐阜新聞社、中日新聞社とも、2社のラジオ放送を支配する関係ということでございますので、このマスメディア集中排除原則との関係につきましては、今回の改正によって、特例規定を使う必要がなくなったということでございます。

1ページ目にまたお戻りいただければと思いますが、今、3番のところまで先に説明させていただきましたけれども、もう一点、岐阜エフエム放送についま

しては、

経営努力による一定の経営改善が達成されていること、これにつきましては、1枚おめくりいただきまして、2ページ目をごらんになっていただければと思います。

岐阜エフエム放送の会社概要といたしまして、1の(7)の経営状況でございます。過去5年間の収支の関係を整理させていただいておりますけれども、状況でございます。

また、1ページ目にお戻りいただきまして、4の③でございますけれども、先ほど申しました、前提といたしまして、少なくとも次期一斉再免許時期に対応いたします、再来年になりますけれども平成25年の10月31日までの2年間につきましては、と判断をすることができるものと考えておるところでございます。

経理的基礎以外の審査項目でございますけれども、それにつきましても適合しているということございまして、全体的な審査結果につきましては3ページ目をごらんになっていただければと思います。こちらで、審査事項につきましては、電波法の第5条の関係、電波法の第7条の関係と書かせていただいておりますけれども、ポイントとなりますのは、先ほど来ご説明させていただきましたとおり、経理的基礎の有無の部分と、表現の自由享有基準（マスメディ

ア集中排除原則）への適合性というところでございまして、こちらにつきましては、いずれも今回、特段の問題がなくなったという状況にございます。

したがいまして、1 ページ目にまたお戻りいただきますけれども、再免許について可能と判断をいたしまして、免許の有効期間につきましても、次期一斉再免許の時期に対応いたします、平成25年10月31日までの2年間とすることとしたいと考えておるところでございます。

諮問第28号につきましての説明は、以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○前田代理 いいでしょうか。

○原島会長 はい。

○前田代理 以前の、平成20年以降の、2回の再免許の際の基準の特例とっている、その特例というのは先ほどの3 ページ目にある審査項目のすべてについて特例があると考えていいのですか。マス排だけということなのですか。

○佐々木放送政策課長 マス排だけでございます。

○前田代理 マス排だけが特例がある。

○佐々木放送政策課長 はい。

○前田代理 なるほど。その時点では、やや経理的基礎の云々というところは、
あつたけれども、問題ないという判断だったということなのですね。

○佐々木放送政策課長 マスメディア集中排除原則の特例の適用となりましたのは、
ということがございまして、そういった場合に適用される特例でございました。今回、審査をした際に、マスメディア集中排除原則自体は、先ほどご説明申し上げましたとおり、先般、改正をいたしましたということが、1 つあるわけでございますが、もう一つの経理的基礎につき

ましてもご説明させていただきましたが、一定程度、

が確認されておりますので、そういう観点から今回につきまして、通常の、再免許期間までの免許が可能だろうと判断しておるものでございます。

○原島会長 ちょっと確認なのですが、前に1年間の免許期間で再免許という形になったのは、経理的基礎の有無に基づくものではなくて、あくまでマスメディア集中排除原則の第4号のロに基づくものであると解釈していいのですか。

○佐々木放送政策課長 はい、そうです。

○原島会長 そのときには、経理的基礎の有無については、一応、適という形になっていた。

○佐々木放送政策課長 はい。1年間の再免許を行うに当たっては、問題がないだろうという判断。

○前田代理 問題ないということで、再免許になったということですか。

今回、そのときに問題になった第4号のロ、マス排の問題が、その後の緩和措置によって問題がなくなったので認められ、再免許もできるし、かつ今回、1年ごとではなくて、2年間の免許を与えるという、そういうことになったということですね。その際に経理的基礎についてもきちんとチェックした結果、問題ないだろうということですね。

○佐々木放送政策課長 はい。そういうことでございます。

○前田代理 過去の話で、また申しわけないのですが、その当時の経理的基礎を見ると、

いずれにしても経理的基礎という観点から言うと、

から、経理的基礎があったと判断できたということですか。

○佐々木放送政策課長 そうでございます。 という状態でございます。

○原島会長 ということが、やっぱり重要なポイントでもあるということですね。

○佐々木放送政策課長 そうですね。

○原島会長 ですね。

○佐々木放送政策課長 はい。

○原島会長 いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでしたら、この諮問第28号につきましては、諮問のとおり免許することとは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あて提出するようお願いいたします。

(3) 移動受信用地上基幹放送の業務の認定について(諮問第29号)

○原島会長 次に、諮問第29号、移動受信用地上基幹放送の業務の認定につきまして、佐々木放送政策課長から説明をお願いいたします。

○佐々木放送政策課長 お手元の諮問第29号説明資料に基づきまして、ご説明申し上げたいと思います。

移動受信用地上基幹放送の業務の認定でございますが、本資料と、委員限り

と書いてございます横長の資料に基づきまして、ご説明を申し上げたいということでございます。まず、申請の概要でございますけれども、ちょっとその前の経理的なところも含めまして、横長の資料を1枚おめくりいただきまして、1ページ目をごらんになっていただければと思います。

地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数帯を利用して行います、V-Highのマルチメディア放送のソフト事業者の募集につきましては、昨年11月に参入希望調査を行っておりまして、その結果を踏まえまして、下の参入枠というイメージ図を描かせていただいておりますけれども、こちらのような4種類の参入枠、大、中、小と1セグメントという4種類でございますけれども、これを設定いたしまして、今年の8月3日から9月2日まで申請の受付をしたものでございます。

このうち、大規模枠の13セグメントのところにつきまして、NTTドコモ系の株式会社mmbiから申請がございました。申請の中身につきましては、2ページをごらんになっていただければと思います。申請者名は申し上げましたとおり、株式会社mmbiでございます、資本金が[]億円でございます。現在は15億円でございますけれども、[]に増資の予定がございまして、増資をした結果として、[]億円になる予定であるということでございます。主な出資者といたしましては、増資後でございますが、[]が[]を持つ形になってまいります。申請は、今年の9月1日にございまして、業務開始予定は来年の4月1日でございます。

それから、基幹放送の種類といたしましては、V-Highのところのマルチメディア放送でございまして、委託先のハード事業者といたしましては、先月、親局の免許を本審議会でご答申いただきました、ジャパン・モバイルキャストイングでございます。放送対象地域といたしましては全国でございまして、希望する周波数といたしましては、こちらに記載のあるとおりの13セグメントでござい

ございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、13 セグメントにつきましては、株式会社mmbi から申請があったわけですが、残りの枠につきましては、申請はございませんでした。そのため、この株式会社mmbi の申請につきまして、関係法令に基づきまして審査を行ったということでございます。

審査の具体的な内容といたしましては、3 ページ目をごらんになっていただければと思います。審査の結果といたしまして、こちらはいわゆるソフト事業者という形になりますので、放送法の第93条第1項に基づく審査でございまして、株式会社mmbi 1社しか申請がございませんでしたので、この13セグメントの枠につきましても、比較審査はなかったということでございます。それぞれの審査項目ごとに第1号から第6号について、こちらで審査概要及び審査基準との適合性について、整理をさせていただいております。

この中で、経理的基礎の部分につきまして、さらに4 ページ目でございますけれども、参考といたしまして、収支計画を付させていただいております。

収支計画によれば、[REDACTED]でございます。初年度から徐々にユーザーが増えていく、加入者が増えていくということでございますので、有料放送収入が徐々に増えていく見込みになってございまして、[REDACTED]
[REDACTED]ということで計上があるものでございます。

逆に費用につきましては、[REDACTED]
[REDACTED]ということで、[REDACTED]となっておるものでございます。また、放送委託費につきましては、参入時につきましては、[REDACTED]において、ハード事業者が料金設定をしているということがございますので、[REDACTED]になってございます。[REDACTED]の数字になってご

ございますが、販売費につきましては、有料でサービスを行いますので、
が発生してまいります。したがって、
として、
ということになっているものでございます。そういった前提条件でこの収支計画が立てられておりまして、先ほど申し上げましたとおり、
といった計画になっておるところでございます。当初の資本金といたしまして、
増資を行うこととあわせて、事業基盤として確実性を有しているものと判断できるだろうということでございます。

それ以外の審査項目でございますけれども、基幹放送局設備の確保可能性につきましては、現在、予備免許中のハード事業者、ジャパン・モバイルキャスティングの基幹放送局の設備を利用することになっております。また、技術的能力につきましては、設備の運用・保守を行う確実な体制を有していると判断できるものでございました。

それから、電気通信設備の技術基準への適合性といたしまして、安全・信頼性基準に適合する設備を有していると判断できる内容でございました。また、表現の自由の享有基準への適合性につきましても、他の基幹放送事業者との間で、支配関係が全くない新しい放送事業者でございますので、本基準につきましても適合するというものでございます。また、基幹放送普及計画への適合性につきましても、放送番組審議機関の設置でございますとか、災害放送の実施など、法令上の義務を確実に実施することとなっている内容でございました。また、欠格事由の関係につきましても、外資規制については該当しない、また、電波法、放送法についての違反による処罰歴もないということで、こちらにつきましても適合するというので、各審査項目の基準に適合しておりますので、本申請につきましては、基幹放送業務の認定を行うこととしたいということで

ございます。

説明は以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

○前田代理 認定の条件等については、まさに何の問題もなくて全く賛成でいいのですけれども、もう少し、周りの条件から言うと、どうして1社しか出てこなかったのかというのは、だれでも思う疑問かと思うのですけれども、これについてはどうでしょうか。

○佐々木放送政策課長 我々としたしましては、昨年11月に参入希望調査をとっておりまして、その段階では、今回、募集をした枠につきましては、それぞれ申請者が出てくることを想定していたわけでございますけれども、最終的に1社からのみの申請になったということでございますが、いろいろ事情はあるのではないかと思います、やはり全く新しい放送、ビジネスでございますので、そういう意味でのリスク、実際にハード事業者の免許が先月ようやくできた段階でございまして、電波の飛び方でございますとか、屋内での受信がどの程度できるのかとか、あるいは実際の問題といたしまして、端末につきましても、今、まだ世の中にない状態でございますので、それがどれくらい、この後、普及していくのかとか、そういったようないろいろなリスクがあるだろうと考えております。そういった意味で、実際に事業に参入されようとする方からすれば、その部分について、最後のところで判断し切れなかったというところがあったのではないかとということと、もう一つは、制度的にマスメディア集中排除原則によりまして、最大13セグメントまでしか応募できないということもございますので、そういう観点から、今回は1社しか申請はなかったわけでございますけれども、ほかの申請を検討されていた事業者からすれば、今回、申請のあった者については、ここの部分だけしか、制度上、参入できない

ということも、制度的にわかっていたということもあったので、今回については見送ったといったところもあったのではないのかと考えておるところでございます。

○前田代理 基本的に制度の欠陥によるものではない、そういうことでよね。何らかの条件整備がなされるとすれば、いずれ、この電波は埋まるであろうということで、それなりのことが期待される状況は変わりはないということですね。

○佐々木放送政策課長 実際に、V-Highのマルチメディア放送についての、番組供給事業者と申しますか、

そういった事業者からの関心は引き続き高いだろうという話も聞いておりますので、実際に放送を行った場合に、どの程度、具体的に、電波の飛び方でございますとか、端末とか、そういったところがもう少しはっきりすれば、また参入しようとするという事業者も、多数いるだろうと考えておまして、そういった意味で、関心は引き続き、関係者からは高いと見ておるところでございます。

○原島会長 他にいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

私から一言、これは質問というよりも、あるいは総務省に対するお願いのような形になるかもしれませんが、このV-Highマルチメディア放送の帯域はもともと地上アナログテレビジョン放送で、ある意味では、かなりの負担を国民にお願いして、どいてもらったということですので、跡地の周波数を有効利用するということは非常に重要なことだと、私は思っております。

そういう観点で見ますと、今回、13セグメント以外のところが埋まらなかった。当初は電波は使えないという形になるかと思いますが、なぜ埋まらなかったのかという、背景をきちんと分析する必要があるだろう。それに対して、

きちんと、総務省でも対応策を検討する必要があるだろうと思っております。
ぜひ、周波数の有効活用は非常に重要なことだと私は思っておりますので、し
っかり進めていただければと思っております。

○佐々木放送政策課長 我々といたしましても、参入希望調査の際に、意思表
示をされた方が、最終的に申請されなかった。そういった事業者に対しまして、
ヒアリング等を行うとか、あるいは制度的なところについて、もう少し工夫の
余地がないのかどうか、そういったことにつきまして、今後、検討してまいり
たいと考えております。

○原島会長 他にいかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

今回については、申請があったソフト事業者について、認めてもいいかどう
かという、そういう諮問でございますので、それについては問題ないように思
いますので、よろしければ、諮問第29号につきましては諮問のとおり認定す
ることは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よ
ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あて提出する
ように、お願いいたします。

閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は、平成23年11月9日水曜日、15時からを予定しておりま
すので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)